

令和8年長浜市農業委員会2月定例総会会議録

令和8年2月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（35人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	5番 脇坂 良平
6番 中川 半弥	7番 多賀 君子
8番 石橋 萬次郎	9番 阿辻 康博
10番 大塚 高司	11番 宮澤 幸次
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	15番 清水 多枝子
16番 林 甚一郎	17番 片山 博之
18番 下司 治一	19番 宮元 孫善
20番 吉川 尚宏	21番 森 勘十
22番 中川 哲博	23番 弓削 美穂
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

4番 幸田 重徳                      24番 田中 義人

### 3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信
参事	大塚 邦生	副参事	近藤 英昭
主査	林 清次	主事	市川 紘生

### 4. 議案等

報 告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第101号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第102号	農地買受適格証明願について
議案第103号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第104号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第105号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第106号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

### 5. 議事録署名委員

13番	北川 富美子	14番	山口 衛
-----	--------	-----	------

午後1時30分開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会2月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち、35名と過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、1月19日、滋賀県農業会議の常設審議委員会が大津市の農業教育情報センターにおいて開催されましたので、会長にご出席をいただいております。なお、今回は、本市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局は出席をいたしておりません。

また、1月下旬から各地区で、本年度の最適化活動について総括いただき、地区別会議を開催いただきました。活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

1月30日には、県北部の4市、本市以外に彦根市、米原市、高島市の農業委員会の会長と、全国農業会議所の専務理事との意見交換会が米原市役所において開催されましたので、会長にご出席をいただき、事務局も出席させていただきました。

続きまして、今月の審議事項でございますが、3条申請が14件、4条申請が1件、5条申請が7件、農地買受適格証明願、土地改良事業参加資格交替承認、相続税の納税猶予に関する適格者証明願、その他各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る2月3日に当番委員であります、2番 尚永委員、3番 谷口委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の議事進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告です。4番 幸田重徳委員、24番 田中義人委員から欠席通告をいただいております。

次に、議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、13番 北川富美子委員、14番 山口衛委員を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料3から11ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、1月中に届出のあった16件、73筆、

69,622㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理し、受理書を交付しています。

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出についての報告は以上です。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料12ページをご覧ください。

今月は6件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用及び、賃貸借権の権利設定が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、田村町地先、田1筆316㎡、畑12筆1,179㎡を売買により分譲宅地用地の造成のため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和8年2月総会転用届出の1ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は宅地、西側は山林、畑、南側は宅地、畑、北側は山林です。

番号2、土地の表示、田村町地先、田1筆14㎡を売買により通路として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の2ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は宅地、西側は畑、南側は水路、北側は田です。

番号3、土地の表示、四ツ塚町地先、田2筆634㎡を賃貸借により医療施設の建築のため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の3ページをご覧ください。

届出地は集落の中央に位置します。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は道路です。

番号4、土地の表示、田村町地先、畑6筆771㎡を売買により資材置場として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の4ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、右下側の土地が、東側は畑、西側は里道、南側は水路、北側は畑、次に左上側の土地が、東側は里道、西側は山林、畑、南側は畑、北側は山林です。

番号5、土地の表示、八幡中山町地先、田1筆1,031㎡を売買によりアパートの駐車場と

して転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の5ページをご覧ください。

届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、東側は田、西側は田、南側は道路、北側は公園です。

番号6、土地の表示、列見町地先、畑1筆79㎡を寄附により境内地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については、説明地図の6ページをご覧ください。

届出地は集落の中央に位置します。周囲の状況は、東側は田、西側は境内地、南側は境内地、北側は境内地です。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、2月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の15から19ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに、計48筆の解約の通知がありました。

内訳は、田48筆、合計で91,300㎡の解約です。

番号1から番号4は、相対による解約で耕作目的の解約です。番号5と番号6は、円滑化事業による解約で耕作目的の解約です。番号7は、相対による解約で耕作目的の解約です。番号8は、中間管理事業による解約で耕作目的の解約です。番号9から番号20は、相対による解約で耕作目的の解約です。番号21は、相対による解約で転用目的の解約です。番号22は、中間管理事業による解約で耕作目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問等がありましたらお願いします。

(会長)

ないようですので、議案審議に移ります。

議案第101号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願い

いします。

(事務局)

議案第101号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今月の3条申請につきましては、14件の申請がありました。いずれも農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付をいたしました。

議案書は20から22ページです。

申請番号1は、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号1(1)、土地の表示、湖北今町地先の青地の田、面積は2,732㎡です。現地は麦の耕作後の状況でした。

申請番号1(2)、土地の表示、湖北今町地先の青地の田、面積は2,926㎡です。現地は稲刈り後の状況でした。

以上、2筆は、譲受人が耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号2、土地の表示、三田町地先の白地の田、面積は1,017㎡です。現地は稲刈り後の状況でした。これまでから譲受人が耕作されており、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、湖北町河毛地先の白地の畑、面積は212㎡です。現地は耕作されている状況です。申請地の隣が譲受人の畑で、申請地の畑と一緒に耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号4、土地の表示、三田町地先の白地の田、面積は1,145㎡です。現地は稲刈り後の状態で、これまでから譲受人が耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号5は、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号5(1)、土地の表示、三田町地先の青地の田、面積は3,004㎡、

申請番号5(2)、土地の表示、三田町地先の青地の田、面積は2,110㎡です。

申請地2筆は、現在、譲受人が耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号6は、1件の申請で申請地が3筆あります。

申請番号6(1)、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積は2,994㎡です。現地は麦の収穫後の状況でした。

申請番号6(2)、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積は3,155㎡です。現地は稲刈り後の状況でした。

申請番号6(1)(2)は、譲受人が耕作されており、地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号6(3)、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の畑、面積は93㎡です。現地は作付け等はされていませんが、すぐに利用可能な状況です。

以上、3筆について、今回、売買で取得されるため申請されたものです。

申請番号7、土地の表示、常喜町地先の青地の畑、面積は394㎡です。現地は耕起されている状況です。申請地周辺の畑が譲受人関係者の所有で、これまでから一緒に耕作されており、今回、譲渡人が農地の処分を検討しており、譲受人と贈与で話がまとまり申請されたものです。譲受人は、引き続き畑として利用されます。

申請番号8は、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号8(1)、土地の表示、富田町地先の白地の田、現況は畑、面積は578㎡です。

申請番号8(2)、土地の表示、富田町地先の白地の畑、面積は189㎡です。

以上、申請番号8(1)は育苗ハウスが建てられており、申請番号8(2)は耕起がされていきました。現地は譲受人が利用されており、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号9、土地の表示、高月町磯野地先の青地の田、面積は1,062㎡です。現地は麦の収穫後の状況でした。これまでから譲受人が耕作されており、今回の申請番号10の農地と一体的に利用されており、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号10、土地の表示、高月町磯野地先の青地の田、面積は2,163㎡です。現地は麦の収穫後の状況でした。申請番号9と同じ譲受人で、これまでから譲受人が耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号11は、1件の申請で申請地が2筆あります。

申請番号11(1)、土地の表示、小室町地先の青地の田、面積は1,336㎡です。現地は稲刈り後の状況でした。これまでから同じ集落の譲受人が耕作されており、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号11(2)、土地の表示、小室町地先の白地の畑、面積は525㎡です。現地は集落内の畑で、雑草等が生えていますが、除草、耕起等すれば利用は可能な状況で、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号12、土地の表示、唐国町地先の青地の田、面積は935㎡です。現地はこれまでから譲受人が耕作されています。譲受人は他市に居住されていますが、耕作のために頻繁に來られ引き続き耕作されるとのことです。なお、地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号13、土地の表示、唐国町地先の青地の田、面積は1,797㎡です。現地は申請番号12と同じ譲受人が耕作されています。地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されて

おり問題はありません。

申請番号14は、1件の申請で申請地が3筆あります。

申請番号14(1)、土地の表示、高月町東物部地先の白地の田、面積は868㎡です。現地は麦の収穫後の状況でした。これまでから譲受人が隣の農地と一体的に耕作されており、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

申請番号14(2)、土地の表示、高月町東物部地先の白地の田、面積は861㎡、

申請番号14(3)、土地の表示、高月町東物部地先の白地の田、面積は1,125㎡です。

申請番号14(2)(3)も、譲受人が一体的に耕作されており、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画においても、譲受人が耕作者に設定されており問題はありません。

以上、今回の申請14件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

説明は以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第101号について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと存じます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。14番 山口衛委員、15番 清水多枝子委員が該当いたします。

それ以外で該当する方はおられないと思われませんが、お気付きの方がおられましたら、挙手をお願いいたします。

対象の委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第101号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第102号、農地買受適格証明願について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第102号、買受適格証明願、農地法第3条の所有権移転について、このことについて願出人が買受適格者であることの証明書の交付について意見を求めます。

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今回、大津地方裁判所長浜支部が競売物件である農地を売却される入札に参加するため、農地法第3条の許可による買受適格者の証明願の申請2件が提出されましたので内容についてご説明させていただきます。

議案書は23ページです。

対象の農地は、土地の表示、高月町東物部地先の田、面積は604㎡です。対象地は青地の田ですが、現在、競売中のため耕作はなされておらず、雑木等が生い茂っている状態です。

今回、2件とも同じ物件に対して申請がありました。

申請番号1、願出人は高月町東物部の方で、対象地と同じ集落で主に水稻をされている方です。今回、申請地で水稻をする計画で土地の取得をするため、参加に必要な農地買受適格証明願を提出されました。

申請番号2、願出人は、湖南省に居住されている方で、現在、居住されている周辺で知人の畑を耕作されており、自身の所有する農地を耕作したいと思い、競売地の取得をするため証明願の申請をされました。計画では、野菜の作付け、主にサツマイモを栽培される計画です。

各願出人は、今回取得する農地を効率的に利用すること、労働力、農作業の常時従事要件、地域農業者との関わり、申請地の利用計画から特段の問題はなく、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしております。

なお、本案件につきましては、原則総会で資格要件をご審議いただき証明書を発行すべきものとなっております。本総会より後に入札期間が到来することから、原則どおり、本日の総会にご審議いただくこととし、願出人にもその旨申し伝えております。

本総会にて議決をいただければ、その後、証明書の発行を行い、入札に参加し、落札が決定されれば、その後、所有権移転の申請のために、農地法第3条の許可申請をされます。

以上をもちまして、農地買受適格証明願にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第102号について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

はい、片山委員。

(17番 片山委員)

ここの位置図はありませんか。

位置図がないと申請地がわからないので、今後は位置図を付けてください。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

はい。わかりました。

今後は、位置図を付けさせていただきます。

(会長)

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

この件について、湖南省の方が入札に参加されるということですが、サツマイモを作る畑はどこにでもあると思うのですが、なぜ湖南省から遠い長浜市の競売に参加されるのでしょうか。

湖南省からは相当な距離がありますが、長浜市に居住されるのですか。機械は、持って来るといってでなくリースをされるのですか。

(事務局)

現在、居住されているのは湖南省で、長浜市には居住されません。

競売物件の農地の横に農機具倉庫があり、併せて競売に出ており、一体的に入札されます。

落札された場合、農機具倉庫に、個人所有の農機具を申請地に持ってきて、耕作する計画をされています。

(会長)

この写真ですが、申請番号2の隣に倉庫があるということですか。

写真は上の方を北にしていると思いますが、写真に写っていません。倉庫は西側にあるということですか。

(事務局)

ご覧いただいている写真は、西から東に向かって撮った写真です。

申請地が西の方で、その奥に見える白い建物が倉庫です。

(会長)

上の方の白い建物が倉庫ですか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

写真は通常、上を北にするものと認識しています。方向が違うのなら矢印等をしないと分からなくなります。

(事務局)

今後は、位置図をつけさせていただきます。また、写真にも方向等記入させていただきます。

(会長)

事務局には位置図と現況写真をつけていただくということと、通常、写真は上が北になるとお思いますので、方向が違う写真の場合は、方向が分かるようにNをつけていただかないとわかりません。今後、注意してください。お願いします。

他にありませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第102号、農地買受適格証明願について、証明願のとおり証明することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、証明願のとおり証明することといたします。

次に、議案第103号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第103号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書24ページをご覧ください。

議案第103号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

なお、案件については、去る1月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、11番 宮澤幸次委員と18番 下司治一委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和8年2月3日に2番 尚永稔委員、3番 谷口義信委員にお願いし行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。

よろしく申し上げます。

サイドブックス保存資料の令和8年2月総会転用申請1ページの地図をご覧ください。申請番号1、榎木町地先の案件です。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、2ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、貸資材置場敷地として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告いただきます。

(2番 尚永委員)

番号1について報告します。

3ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、榎木町地先、田662㎡、転用目的を貸資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は農地、南は宅地、北は水路です。

4ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成されています。これは、所有者の先代が20年以上前に重機、資材置場とするために造成されたもので、平成20年に顛末案件として転用申請される予定でしたが、農振除外ができないために、除外手続が完了するまで申請地の使用を控え、令和7年12月に除外手続が完了したことから、今回、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理し、処理できない分は、敷地の北側と東側の水路に排出される計画となっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第103号について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

ありませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第103号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので申請どおり許可することといたします。

次に議案第104号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第104号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書25から26ページをご覧ください。

議案第104号につきましては、今月の締切までに7件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。

案件につきましては、先の議案第103号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。

結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。

サイドボックス保存資料の令和8年2月総会転用申請5ページの地図をご覧ください。

申請番号1、宮部町地先の案件です。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。続きまして、6ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、谷口委員よりご報告いただきます。

### (3番 谷口委員)

番号1について報告します。

7ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、宮部町地先、田1,964㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

8ページの写真をご覧ください。

借受人は申請地の北側で整形外科を営んでおり、利用者の駐車場が慢性的に不足していたため、駐車場の拡張を計画され、土地を借り受けることで所有者と話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設の側溝を通じて、敷地西側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

なお、申請地は、農振農用地でしたが、令和7年12月に農振除外の手続が完了していることを確認しています。

ご審議をお願いします。

### (事務局)

申請番号2、湖北町今西地先の案件です。

9ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、10ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告いただきます。

(2番 尚永委員)

番号2について報告します。

11ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、湖北町今西地先、田499㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は里道、南は道路、北は宅地です。

12ページの写真をご覧ください。

妻の父親名義の土地を借り受けて、住宅を建築することになり、転用申請が出されたものです。なお、申請地は50年ほど前までは田であったものの、所有者の先代が土を入れて、長らく畑として使用しており、高齢で野菜等の栽培が難しくなった以降は、除草作業等の維持管理のみ行っておられます。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側の水路に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町山脇地先の案件です。

13ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。申請地は農振農用地で、原則、転用できませんが、農業用施設等の設置であれば転用可能であり、また、地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

また、農業振興地域整備計画の軽微変更の手続は完了していることを確認しております。続きまして、14ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、農機具置場、農業用資材置場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、谷口委員よりご報告いただきます。

(3番 谷口委員)

番号3について報告します。

15ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、湖北町山脇地先、畑131㎡、契約内容は贈与で、転用目的を農機具置場、農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は農地です。

16ページの写真をご覧ください。

現在使用している農業用倉庫が手狭となり、敷地の拡張を計画し、隣接地の所有者と無償で土地を譲り受けることで話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で処理される予定になってお

り、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、西主計町地先の案件です。

17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

なお、一部の隣接農地所有者の相続人が不明な土地があり、説明できなかったこと、及び何か問題が発生した場合には、申請者が責任を持って対応する旨上申書の提出を受けております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、従業員の駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告いただきます。

(2番 尚永委員)

番号4について報告します。

19ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、西主計町地先、田4筆、畑1筆、合計6,495㎡、契約内容は売買、賃貸借で、転用目的を従業員駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は水路、南は道路、北は道路です。

20ページの写真をご覧ください。

譲受人が申請地の隣接で電子機器部品の製造工場を稼働しており、昨年、工場を増築され、新たに従業員を採用して、事業規模を拡張される予定で、その従業員の駐車場が不足するため、所有者と売買及び賃貸借で話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地内に新たな水路を設けるとともに、新設の調整池を通じて、西側の水路に排出する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、錦織町地先の案件です。

21ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、22ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、駐車場とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、谷口委員よりご報告いただきます。

### (3番 谷口委員)

番号5について報告します。

23ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、錦織町地先、畑3筆、合計1,522㎡、契約内容は賃貸借と売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、農地、西は道路、南は宅地、北は道路です。

24ページの写真をご覧ください。

譲受人が申請地の隣接で電子機器部品の製造工場を稼働しており、事業拡大に伴い、工場を増設することになり、現従業員の駐車場に工場を建築することになり、従業員の駐車場を移転する必要があるため、所有者と売買及び賃貸借で話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は敷地南側の水路に排出する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

### (事務局)

申請番号6、余呉町中之郷地先の案件です。

25ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、26ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、尚永委員よりご報告いただきます。

### (2番 尚永委員)

番号6について報告します。

27ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、余呉町中之郷地先、畑861㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地です。

28ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、所有者が畑として購入した土地について、勾配がある上、周囲から雨水が流れ込む状況となっていたため、耕作に支障をきたしていたことから、埋立てをして、一部は果樹を植栽し、今後は畑土を入れて、畑として利用する予定をされていました。しかしながら、同敷地に所有者の息子が住宅を建築することになり、今回、転用申請が出されたものです。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております、転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側及び南側の側溝に排出する計画になっており、周辺に農地もなく、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、大井町地先の案件です。

29ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、30ページの資料をご覧ください。

申請者から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、谷口委員よりご報告いただきます。

(3番 谷口委員)

番号7について報告します。

31ページの航空写真をご覧ください。

番号7は、土地の表示、大井町地先、畑181㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は道路、北は農地です。

32ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。これは、所有者が20年ほど前に申請地横の宅地にあった古い旧家を取り壊す際に、畑に残土を入れて駐車場や農業用資材置場として使用して、

現在に至っております。今回、申請地に所有者の息子が住宅を建築することになり、転用申請が出されたものです。

この件については、事前に相談を受けており、農地等調査委員会で協議し、顛末書の提出をもって転用申請を受けることもやむを得ないとの判断をいただいております。転用申請書に顛末書が添付されていることを確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画になっており、周辺の農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第104号について、ご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。

はい、林委員。

(16番 林委員)

申請番号5の写真に、1つが売買で2つが賃貸借となっておりますが、売買と賃貸借が混在しているのですか。

(事務局)

譲渡人が2人おられ、1人の方は売買で、もう1人の方が賃貸借です。両方の土地が混在しているので、まとめた形で表示しています。

(16番 林委員)

はい、わかりました。

(会長)

他ございませんか。

はい、多賀委員。

(28番 多賀委員)

申請番号4の所有者不明の土地があったと思いますが、それは、申請地に入っているのですか。

(会長)

はい、事務局どうぞ。

(事務局)

申請番号4の所有者不明の土地は、隣接農地の所有者で、今回の申請地には入っていません。

具体的な場所は、申請者から提出のあった駐車場の図面の北西の方向に調整池があると思いますが、その調整池の東側に三角形の土地があります。その土地が所有者不明で、管理は、この敷地の北側の農地の耕作者が、長年管理をされていたと聞いています。地元の方も相続人が誰かわからず、所有者が不明ということです。

(28番 多賀委員)

はい、ありがとうございます。

私は、この地区の担当で、申請地を確認しました。

申請地の東側に1枚だけ田んぼが残ります。そこの所有者とお話したときに、駐車場なので建物を建てられないということですが、もしも工場を増設ということになると、日照問題もあるので建物は建てられないのかの確認と、駐車場からのごみ等の管理、清掃関係と水路の掃除等の管理等、営農に支障のないようにしていただきたいということでした。

お願いします。

(事務局)

その旨、事業者に伝えさせていただきます。

(会長)

はい、よろしくお願いします。

(会長)

他にございませんか。

はい、稲田委員。

(1番 稲田委員)

申請番号4の写真ですが、申請地と隣の道路に挟まれた農地は、窪地になるのかと思います。

駐車場にされる場合、土盛りをされると思います。耕作しにくそうな部分が細長く残ってしまうので、耕作するうえで支障が出てくるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

(事務局)

今回の転用申請について、この農地が1筆残ることについては農地の所有者兼耕作者には、事業者から説明されています。

1筆だけ残るといふ部分については、用排水等については支障ありません。当初は、売却等を検討されていたということは伺っていますが、最終的にこの部分については、駐車場にせず農地として残すことで話がまとまっています。

(1番 稲田委員)

もう1つ確認です。

この細長い農地は、現在、耕作されている農地ですか。

(事務局)

現在も耕作されています。

(1番 稲田委員)

わかりました。

(会長)

よろしいですか。

(1番 稲田委員)

はい。

(会長)

申請番号6の余呉町中之郷ですが、転用面積がかなり広いです。

計画図を確認すると、北側に庭で花を作ると書いていますが、花を作るといふことなら、その部分を畑として申請には含めない方がいいのではないですか。

相談の時に、花を作る部分を除いた農地転用の話を事務局としてはされておられないんですか。

(事務局)

ここは、畑を購入されて、畑をするということで取得されており、一部は引き続き畑をされています。

申請の相談の時に庭の部分は畑として使われるのか、畑として使われるなら分筆し、畑以外のところが転用申請になるということを申請者にも説明しております。

申請者としては、全面的に宅地にしたいということでしたが、畑として使用するなら認められないと申しあげましたが、申請者から提出された計画図では、畑ではなく花壇、庭ということでした。

事務局として、計画図を見て認められる、認められないというようなことを言う立場ではないので、花壇や庭にするということですので、申請を承っております。

(会長)

説明は、わかりました。

基本的に過大な面積を転用することは疑問が残ります。

転用申請の計画で、庭に花を作るということでなく、倉庫や車庫を建てるというような転用の案件の説明、面積に合うような説明と計画が必要ではないかと思えます。

よろしくをお願いします。

(会長)

その他にございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第104号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について申請どおり許可することについて賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第105号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局、説明をお願いします。

(事務局)

議案第105号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地

改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料27から32ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました番号1から番号53の53件、長浜南部土地改良区から申出がありました番号1から番号6の6件、姉川左岸土地改良区から申出がありました番号1から番号6の6件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

説明は以上です。会長、お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第105号について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、廣部委員。

(29番 廣部委員)

今回初めて、姉川左岸土地改良区が申出されています。

以前にも伺いましたが、南部土地改良区や湖北土地改良区は以前から申出があったのに、姉川左岸土地改良区は、なぜ申出されないのかと伺いました。

これまで申出がなかったにもかかわらず、今回、申出されたのはどういうことでしょうか。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

姉川左岸土地改良区からの申出案件の提出は、今回が初めてではありません。平成28年から平成29年にかけて、約1,000件以上の交替申出がありましたが、その後、本案件まで約10年間1度も申出がありません。

その理由を姉川左岸土地改良区に確認したところ、当時の担当が、1度その土地について交替申出を行い、農業委員会の承認を得れば、それ以降申出をしなくていいのか県に問い合わせたところ、しなくてもよいという回答を得たため、していなかったという回答がありました。

今回、姉川左岸土地改良区から10年ぶりに提出された経緯をご説明いたします。令和6

年に農業委員会事務局から各土地改良区に対し、交替申出書の事務処理をきちんとしてくださいと依頼をしたところ、長浜南部土地改良区が申出書を提出されました。それを受け、姉川左岸土地改良区においても、少なくとも所有者が変更となった内容に関しては申出が必要ではないかと内部で協議されました。その結果、相続人が確定し所有者が変更されている案件6件につきまして、令和7年9月から手続を進められ、今回の上程に至ったということです。

(29番 廣部委員)

この6件は提出されましたが、これを遡って提出する必要はないということですか。

(事務局)

今回、申出の6件以外についても、現在、順次手続を進めているとのことで、所有者を変更したものに関して、優先的に提出されたものが今回の申出の6件ということですので、今後、順次申出手続を進めていくそうです。

(会長)

その他ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員につきまして、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

今回、対象委員は、5番 脇坂良平委員、13番 北川富美子委員、28番 多賀正和委員、29番 廣部重嗣委員、30番 池田美由紀委員が該当します。

それ以外で、該当者はおられないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いいたします。

それでは採決に移ります。対象の委員は自席で、採決に加わらないことといたします。

議案第105号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございました。

賛成多数でございますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に、議案第106号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第106号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、このことについて、被相続人及び願出人が租税特別措置法第70条の6第1号の規定を受けるための適格者であることを証明することについて意見を求めます。

令和8年2月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の4から5ページをご覧ください。

農地を相続した場合の課税の特例として、相続税納税猶予制度が存在します。農地を農業目的で使用している限りにおいては、到底成立し得ない高い評価額により相続税が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じたことから、自ら農業経営を継続する相続人、すなわち農業相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられました。

市街化区域の農地は評価が高くなりやすいため、要件を満たして納税猶予を受けると、猶予される税額が大きくなることがあります。また、市街化区域内の農地等については、要件を守って相続税申告期限の翌日から20年間農業経営を継続するなどすると、猶予税額が免除される制度があります。

総会資料33ページをご覧ください。

本件は、相続税の納税猶予の適用を受けるために必要となる適格者証明書の交付について、審議をお願いするものです。

申請内容に基づき、相続人が制度上の農業相続人に該当することの要件を満たすかを確認するとともに、申請農地が納税猶予の対象となる農地に該当するか、また、今後の営農継続の見込みがあるかについて、提出書類及び必要に応じて現地確認等の確認を行っております。

申請内容について説明します。

申請番号1、申請地は6筆です。

申請番号1(1)土地の表示、川崎町地先の畑、面積は42㎡です。申請地は、白地の畑で、現地確認を行ったところ、耕起がされている状態でした。

申請番号1(2)土地の表示、川崎町地先の田、面積は285㎡です。申請地は、白地の田で、現地確認を行ったところ、耕起はされていませんでしたが、雑草の手入れはされていました。

申請番号1(3)土地の表示、川崎町地先の畑、面積は42㎡です。申請地は、申請番号1(2)の隣接の白地の畑で、現地確認を行ったところ、耕起はされていませんでしたが、雑草の手入れはされていました。

申請番号1(4)土地の表示、川崎町地先の田、面積は195㎡です。申請地は、白地の田で、現地確認を行ったところ、ビニールハウスが設置されており、育苗ハウスとして利用されていました。

申請番号1（5）土地の表示、川崎町地先の田、面積は171㎡です。申請地は、申請番号1（4）の隣接の白地の田で、現地確認を行ったところ、ビニールハウスが設置されており、育苗ハウスとして利用されていました。

申請番号1（6）土地の表示、口分田町地先の田、面積は4,340㎡です。申請地は、青地の田で、現地確認を行ったところ、稲刈り後の状態でした。

以上6筆は、適正に管理されていると判断いたしました。

今回、被相続人が令和7年4月にお亡くなりになりましたので、相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものです。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、その他一式です。

また、労働力につきましては、

相続人ご本人、兼業、年間従事は作業全体の7割、

母、年間従事日数5日、

妻、年間従事日数10日、

長男、年間従事日数10日です。

なお、相続人は被相続人がお亡くなりになる以前の平成5年4月から、被相続人とともに農業に従事しておられます。

耕作量につきましては、田では年間350袋ほどの米、畑では自家消費用の野菜を耕作されております。以上により、相続人は農業経営されていると確認いたしました。

相続人が農業相続人であり、申請農地が納税猶予の対象となる農地に該当し、今後の営農継続の見込みがあると報告いたします。

当該申請について適格と認められ、本総会にて議決をいただければ、その後証明書を発行する運びとなります。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願にかかる事務局からの説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第106号について、ご意見等がありましたら承りたいと思います。

ありませんか。

（会長）

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第106号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、証明願のとおり証明することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、証明願のとおり証明することといたします。

以上で本日の議案審議は終了いたします。

午後 4 時30分 閉会